

地球温暖化防止実行計画

～事務事業編～

令和6年4月

松 本 広 域 連 合

目 次

第1章	計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1	地球温暖化	
2	地球温暖化の影響	
3	今後の気温上昇	
4	温室効果ガス	
5	地球温暖化対策を巡る動向	
第2章	計画の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	2
1	策定の目的	
2	対象とする範囲	
3	対象とする温室効果ガスの範囲	
4	計画の期間	
5	上位計画や関係計画との位置付け	
第3章	温室効果ガス総排出量の状況・・・・・・・・	3
1	算定範囲	
2	2023年度（令和5年度）温室効果ガス総排出量の内訳	
第4章	温室効果ガス削減目標・・・・・・・・・・	4
1	目標設定の基本的な考え方	
2	削減目標	
3	今後の対応	
第5章	目標達成に向けた取組・・・・・・・・・・	6
1	具体的な削減方法	
2	日常的な業務における取組	
3	施設整備における取組	
4	推進体制	
第6章	進捗管理の方法・・・・・・・・・・	7
1	点検・評価等の方法	
2	公表手続	

第1章 計画策定の背景

1 地球温暖化

地球を覆う大気中には二酸化炭素やメタンから成る「温室効果ガス」が存在し、そのガスが太陽から放出される熱を適度に閉じ込め、地表を温めることで、地球上では生物が生きていくのに適した環境が保たれています。

しかしながら、19 世紀以降の産業発展により人類の生活水準が向上し、化石燃料を大量消費するようになったことで大気中の温室効果ガス濃度が上昇し、保温効果が高まったことで地球の気温が上昇し始めています。

2 地球温暖化の影響

地球上の気温が上昇することにより生態系への影響をはじめ、異常気象に伴う自然災害も地球規模で多発化・激甚化している傾向が見受けられます。

I P C C（気候変動に関する政府間パネル）¹による第6次評価報告書においても「1850 年から 2020 年までの平均気温上昇は、過去においても前例がない」としており、「この平均気温の上昇は自然起源のみではなく、人為的要因に疑う余地はない」としています。

3 今後の気温上昇

I P C C の第6次評価報告書における SSP シナリオ²によると、今後も気温の上昇は続くものの産業革命（18 世紀中頃～19 世紀初頭）前と 2100 年の気温を予測した場合、今後の対策次第で次のような変化が生じるとしています。

○厳しい温暖化対策をとった場合…平均気温の上昇は 1.5° C 以下

○厳しい温暖化対策をとらなかった場合…平均気温の上昇は 4° C 以上

4 温室効果ガス

温室効果ガスとは「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成 10 年法律第 117 号）、（以下、「地球温暖化対策推進法」という。）に規定される二酸化炭素やメタンなどのガスの総称で、太陽から放出される熱を地球に封じ込め、地表を温める働きをします。

主な温室効果ガス	主な発生源	地球温暖化係数 ³
二酸化炭素（CO ₂ ）	化石燃料の燃焼など	1
メタン（CH ₄ ）	水田、家畜の腸内発酵、廃棄物の埋立てなど	25
一酸化二窒素（N ₂ O）	燃料の燃焼や工業プロセスなど	298
ハイドロフルオロカーボン類（HFC _s ）	スプレー、エアコンや冷蔵庫の冷媒など	1,430 など
パーフルオロカーボン類（PFC _s ）	半導体の製造プロセスなど	7,390 など
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	電気の絶縁体など	22,800
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	半導体の製造プロセスなど	17,200

¹ I P C C…科学者等により構成され、気候変動とその対策に関する科学的な知見を提供する組織

² SSP シナリオ…さまざまな可能性や条件を考えに入れたうえで、気候変動が進行した場合の予測シナリオ

³ 地球温暖化係数…「地球温暖化対策の推進に関する法律施行令」（平成 11 年政令第 143 号）において温室効果ガスの程度を示す係数

5 地球温暖化対策を巡る動向

(1) 世界の動向

地球温暖化対策については、1985 年（昭和 60 年）にオーストリアで開催された国際会議「フィラハ会議」に始まり、1997 年（平成 9 年）の「京都議定書」¹採択、2015 年（平成 27 年）の「パリ協定」²採択等主要会議を経て現在に至っています。

(2) 日本の動向

日本においては、1990 年（平成 2 年）に「地球温暖化防止行動計画」が策定されて以降、1999 年（平成 11 年）には地方公共団体の責務も定めた地球温暖化対策推進法が施行されました。

2020 年（令和 2 年）には温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050 年カーボンニュートラル」を宣言するとともに、翌年には地球温暖化対策推進法の一部を改正し、「脱炭素社会の実現」という基本理念を明確に法律に位置付けました。

また、2021 年（令和 3 年）10 月には、政府が定める「地球温暖化対策計画」が改定され、2030 年度において温室効果ガス 46%削減（2013 年度比）を目指すとともに、さらなる高みに向けて挑戦を続けるという新たな目標実現への筋道が描かれました。

¹京都議定書…国連気候変動枠組条約に基づき、先進国を対象として 2020 年までの温室効果ガスに関する具体的な削減目標を定めた国際条約

²パリ協定…国連気候変動枠組条約に基づき、先進国・途上国の関係なく、2020 年以降の温室効果ガスに関する削減目標を定めた国際協定

第 2 章 計画の概要

1 策定の目的

世界規模で地球温暖化対策が求められる中、松本広域連合においても地球温暖化対策推進法に基づき、当広域連合の業務から排出される温室効果ガスを継続的に削減していくための具体的な方策を明確にし、組織及び職員の行動指針とするものです。

2 対象とする範囲

(1) 事務局

事務室（電気・灯油・LPG）及び公用車 4 台（ガソリン）

(2) 消防局

ア 施設 [消防局+16 署所+無線中継基地局（電気・灯油・LPG・都市ガス）]

イ 消防車両 127 台（ガソリン・軽油）

ウ 消防資機材（電気、ガソリン、混合油）

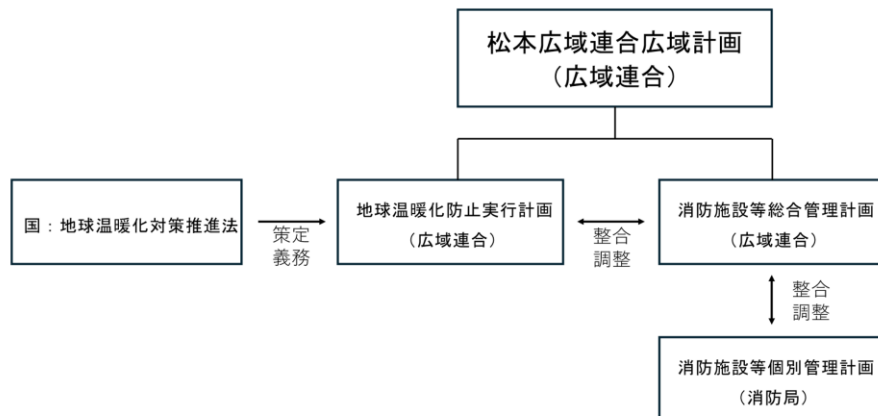
3 対象とする温室効果ガスの範囲

本計画において対象とする温室効果ガスについては、地球温暖化対策推進法で定める 7 種類のガスのうち、排出の割合が 9 割以上を占める二酸化炭素（CO₂）とします。

4 計画の期間

本計画の期間は、2024 年度（令和 6 年度）から 2028 年度（令和 10 年度）までの 5 か年とし、他の計画期間との整合性や社会情勢等に応じて見直すこととします。

5 上位計画や関係計画との位置付け



第 3 章 温室効果ガス総排出量の状況

1 算定範囲

算定範囲は、当広域連合が行う全ての事務事業とします。

ただし、消防業務の特性上（生命、身体及び財産の保護）、消防活動車両及び資機材に係る算定については当面の間対象外としますが、低公害車両の導入については継続的に検討を進めていくこととします。

また、事務局事務室については、松本市役所ゼロカーボン実現プランの対策範囲となるため光熱費は対象外とし、公用車 4 台（ガソリン使用量）を算定対象とします。

外部に委託する事務・事業については対象外としますが、受託者に対しては事業主旨に沿った取組の実践を要請することとします。

2 2023 年度（令和 5 年度）温室効果ガス総排出量の内訳

※換算係数：灯油：2.50、LPG：2.99、都市ガス：1.96、電気：0.44、ガソリン：2.29 として計算
（令和 5 年 12 月 12 日更新 環境省温室効果ガス排出係数）

(1) 事務局総務課（公用車両：普 1 台、軽 1 台）

項 目	消費量 (L)	排出量 (kg- CO ₂)
ガソリン	566	1,296

(2) 事務局福祉・地域課（公用車両：軽 2 台）

項 目	消費量 (L)	排出量 (kg- CO ₂)
ガソリン	92	211

(3) 消防局及び消防署所

項 目	消費量	排出量 (kg-CO ₂)	割合 (%)
灯油 (L)	28,487	71,217	13.0
電気 (Kwh)	1,007,768	443,417	81.1
L P G (m ³)	4,985	14,905	2.7
都市ガス (m ³)	8,846	17,338	3.2
計		546,877	100.0

第4章 温室効果ガス削減目標

1 目標設定の基本的な考え方

国は、2021年10月の「地球温暖化対策計画」改定において、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を50%（2013年度比）へと上方修正しました。

県では、2021年6月に策定した「長野県ゼロカーボン戦略」において、2030年度までに二酸化炭素を含む温室効果ガス正味排出量を6割（2010年度比）削減、2050年度にゼロを目指すとしています。

当広域連合においても「地球温暖化対策計画」に準拠することとし、2030年度の温室効果ガス排出削減目標を50%（2013年度比）とし、2050年度には実質ゼロを目指す。

2 削減目標

(1) 2030年度までの温室効果ガス（二酸化炭素）**排出量**

ア 事務局（対象：公用車ガソリン）

基準年度 (2013年度)	計画最終年度 (2028年度)	2030年度	削減率
kg-CO ₂ 6,497 (ガソリン：2,837ℓ)	kg-CO ₂ 3,632	kg-CO ₂ 3,249	50.0%

イ 消防局（対象：庁用光熱費）

基準年度 (2013年度)	計画最終年度 (2028年度)	2030年度	削減率
kg-CO ₂ 646,717 (灯油：53,855L) (電気：1,077,112Kwh) (LPG：5,404m ³) (都市ガス：11,221m ³)	kg-CO ₂ 387,222	kg-CO ₂ 323,359	50.0%

(2) 現状

ア 事務局（対象：公用車ガソリン）

基準年度 (2013 年度)	実績 (2023 年度)	削減量	削減率
kg-CO ₂ 6,497	kg-CO ₂ 1,507	kg-CO ₂ 4,990	76.8%

イ 消防局（対象：庁用光熱費）

基準年度 (2013 年度)	実績 (2023 年度)	削減量	削減率
kg-CO ₂ 646,717	kg-CO ₂ 546,877	kg-CO ₂ 99,840	15.4%

3 今後の対応

(1) 事務局

総務課については公用車による出張等の削減、福祉・地域課については普通車から軽自動車への車両更新、Webによる介護等認定審査会の開催により 2013 年度と比較して 76.8%の削減がなされていることから、計画期間中にあっては削減率 50%以上を維持することとし、更なるエコドライブ（エコドライブ/エコノミカル）の推進に努めます。

また、今後の車両更新にあたっては、電気自動車等低公害車両の導入を検討します。

(2) 消防局

2013 年度と比べ、2023 年度時点においては 99,840 kg-CO₂（15.4%）の削減がなされていますが、2030 年度の目標を達成するためには今後 7 年間で 223,518 kg-CO₂（2023 年度比 40.9%）、年間あたり 31,931 kg-CO₂の削減を行っていく必要があります。

この数値を光熱費換算した場合、年平均で灯油 223L、電気 67,030 kwh、LPG326m³、都市ガス 462m³ずつ削減していく必要があることから、令和 6 年度の通信指令システム全面更新、今後計画的に実施していく消防庁舎大規模改修工事（長寿命化）等の光熱費削減効果を考慮しつつ、必要に応じた予算シーリング等により目標達成に向けた取組を推進していきます。

○ 2013 年度から 2023 年度までの削減状況

$$646,717 \text{ kg-CO}_2 - 546,877 \text{ kg-CO}_2 = 99,840 \text{ kg-CO}_2 \text{ (2013 年度比 } \triangle 15.4\%)$$

○ 2024 年度から 2030 年度までの削減値

$$546,877 \text{ kg-CO}_2 - 323,359 \text{ kg-CO}_2 = 223,518 \text{ kg-CO}_2 \text{ (2023 年度比 } \triangle 40.9\%)$$

○ 年間あたりの平均削減値（～2030 年度）

$$223,518 \text{ kg-CO}_2 \div 7 \text{ 年} = 31,931 \text{ kg-CO}_2$$

○ 本計画期間中の削減値（2024 年度から 2028 年度までの 5 か年）

$$31,931 \text{ kg-CO}_2 \times 5 \text{ 年} = 159,655 \text{ kg-CO}_2$$

第5章 目標達成に向けた取組

1 具体的な削減方法

(1) 2024 年度～2030 年度（本計画期間を含む）においては、主として次の内容による削減施策を実施します。

- ア 職員の意識醸成（節電等の徹底、データ等公表）
- イ 全庁的な光熱費等の削減（予算シーリングを伴う）
- ウ 環境配慮型機器等の導入（事務用機器、照明のLED化等）
- エ 再生エネルギー設備等の導入（太陽光パネル等）

(2) 2030 年度以降の対応

2050 年度に向けては上記施策を一層推進するとともに、低公害消防車両の導入による車両燃料の削減をはじめ、社会的な技術発展に基づく全庁的な光熱費の削減を積極的に進めることで、実質的な温室効果ガス排出量ゼロ（2013 年度比）を目指します。

2 日常的な業務における取組

(1) 総務部門（全庁）

- ア 職員への周知及び意識改革
- イ 削減状況の把握及び公表

(2) 財政部門

- ア 光熱費に係る予算削減（温室効果ガス前年度比 5.5%の予算シーリング）
- イ 環境配慮型補助金及び起債の積極的活用

(3) 管財部門

- ア 環境配慮型物品の導入
- イ 施設の長寿命化

(4) 消防部門

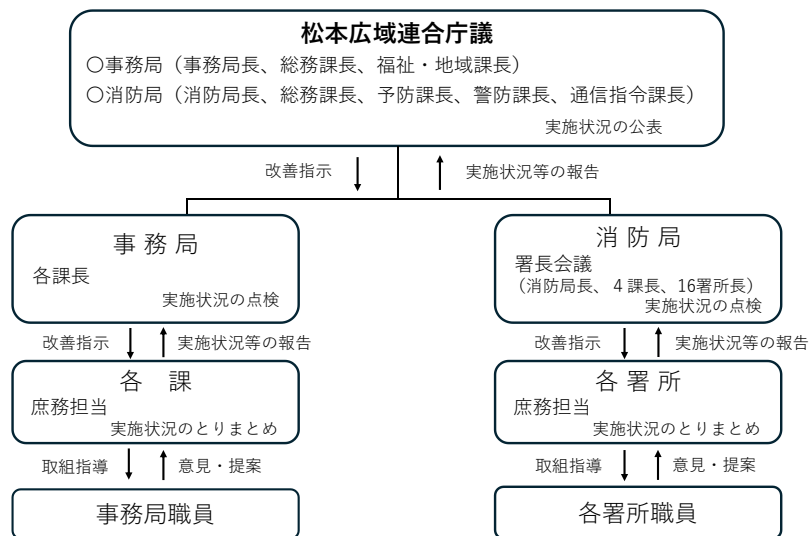
- ア 環境配慮型機器・再生エネルギー設備等の積極的な検討及び導入
- イ 消防活動件数の減少に向けた広報等住民周知

3 施設整備における取組

- (1) 省エネルギー機器等の導入
- (2) 再生エネルギー設備等の導入
- (3) 低公害車両の導入
- (4) 効率的な署所配置等の検討

4 推進体制

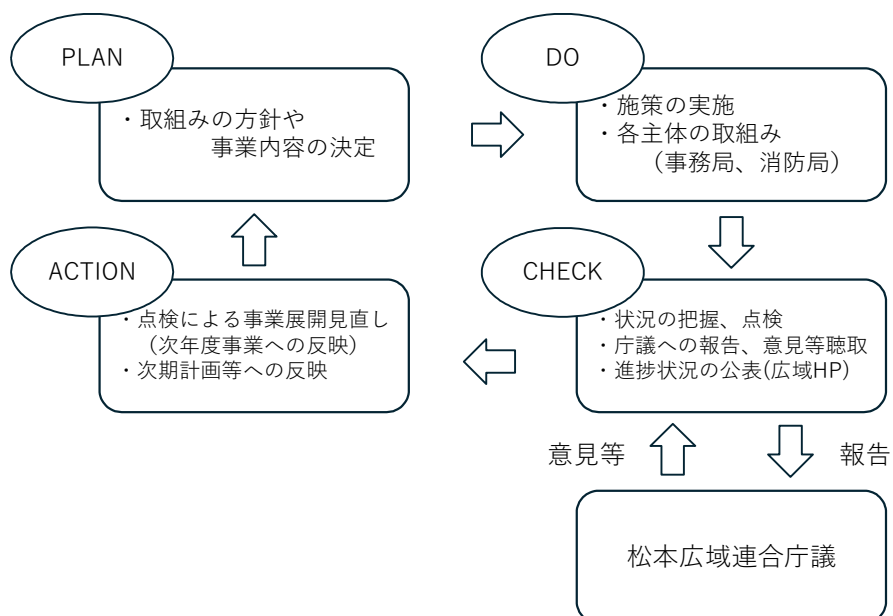
松本広域連合幹部職員により構成される「松本広域連合庁議」を決定機関とし、事務局及び消防局ごとに目標達成に向けた具体的な取組を実施していくこととします。



第6章 進捗管理の方法

1 点検・評価等の方法

計画の推進にあたっては年度単位で点検・評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを行うなど、より効果的で持続可能な運用とします。



2 公表手続き

計画の進捗状況については、当広域連合ホームページにて公表します。